

特定非営利活動法人 福岡ゆーあいの会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この特定非営利活動法人は福岡ゆーあいの会と称する。(以下「法人」という)

(事業所)

第2条 この法人は主たる事務所を福岡県福津市中央6丁目11番12号に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 この法人は助け合いの精神に基づいて、在宅の高齢者・障害者及び日常生活に困難を抱える住民に対して、相互扶助のもと自立を助けるための在宅福祉サービスに関する事業を行い、住み良い環境で安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 在宅福祉サービスに関する事業
- (2) 介護保険法に関する事業
 - ①介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
 - ②介護保険法に基づく第1号事業
 - ③介護保険法に基づく居宅介護支援
 - ④介護保険法に基づく第1号通所事業所
 - ⑤介護保険法に基づく第1号通所事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業における居宅介護支援
- (4) 行政からの受託事業
- (5) 福祉有償運送事業
- (6) その他、この法人の目的達成のため必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、本会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」）上の社員とする。

- (1) 本 会 員 この法人の目的に賛同し、運営に参画、活動に参加する個人並びにこの法人の目的・趣旨に賛同し、活動を利用する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的・主旨に賛同し、援助する個人・団体

(入会)

第7条 本会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 本会の目的に賛同し、本会の事業を会員が相互に協力する意思を有すること。
- (2) 本会員として入会しようとするものは、本会員の別に定める規約などを理解、納得の上、所定の入会申込書を提出することを要します。
- (3) この法人は上記(1)、(2)項にもとづき入会の許諾を定めます。

(入会金・会費)

第8条 入会を認められたものは次に掲げるものに従い本会員は入会金と会費を、賛助会員は会費を収めなければならない。

- (1) 入会金は別に定める規約による
- (2) 会費は別に定める規約による

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が別に定める規約に反しされていないとき
- (2) 退会の申し出があり、この法人が了承したとき
- (3) 会員本人死亡のとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は前条(1)から(4)号のいずれかに該当し、資格を喪失したときから退会と見做す。ただし、退会日においては別に定める規約によるものとする。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) 別に定める規約に違反したとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(会員の権利・義務)

第13条 会員はこの定款、別に定める規約にもとづく権利・義務を有し、この法人内での活動、利用において政治、宗教などの手段に利用してはならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- 1.理事 5名以上 うち理事長1名 副理事長1名とする。
- 2.監事 2名以内

(選任等)

第15条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2.理事長及び副理事長は理事の互選とする
- 3.役員の選任にあたっては、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4.監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない

(役員の職務)

第16条 役員は次の職務を遂行する。

2. 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 理事会にて理事の中から代行者を選出し、理事長の業務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め、及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する
4. 監事は次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第17条 役員はつぎに掲げる任期とする。

- (2) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (3) 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- (4) 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事長は理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

(解任及び職務停止)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行にたえないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項各号の一に該当するに至ったとき理事会の議決により一時職務を停止することができる。ただし、理事会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、顧問・事務局長その他の職員を置く。

2. 顧問及び職員は理事長が任命する。
3. 事務局及び職員に関する規定は別に定める
4. 顧問は、理事及び会員に対して、ゆーあいの会の理念に沿った運営を指導する
5. 顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める

第5章 総 会

(種 別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は本会員をもって構成する。

(機 能)

第24条 総会は次の事項について議決する。 (以下)

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）
- (9) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第25条 通常総会は毎年、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ①理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- ②本会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- ③第16条第4項第4号の規定により監事から召集があったとき。

(招 集)

第26条 総会は前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2.理事長は前条第2項第1号及び第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3.総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長はその総会において出席した本会員の中から選出する。

(成立要件・定足数)

第28条 総会は本会員総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。

ただし総会当日、出席できない事情あるときは表決委任状、書面表決状を提出することにより出席したものとする。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2.総会の議事はこの定款に規定するもののほか、出席した本会員の過半数（表決委任状数、書面表決状含む）をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3.理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権など)

第30条 各本会員の表決権は平等なるものとする。

2.総会に出席できない事情がある本会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の本会員を代理人として表決を委任することができる。それを証するため表決委任状、書面表決状を提出しなければならない。

3.総会の議決について、特別の利害関係を有する本会員はその議事の議決に加わることができない。同様に特別の利害関係を有する表決委任状はその議事の議決のみ無効とする。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 開催 日時及び場所
- ② 本会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上がその議事録が間違いないものであることを証する為、署名、押印しなければならない。

3.前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

顧問は理事会に出席する権利を持つが、議決権を有しない。

(機能)

第33条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①総会に付すべき事項
- ②総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ①理事長が必要と認めたとき
- ②理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は理事長が招集する

2.理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3.理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2.理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権など)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2.やむを得ない事情のため出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3.理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 開催 日時及び場所

② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上がその議事録が間違いのないものであることを証する為、署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

①設立当初の財産目録に記載された資産

②入会金及び会費

③寄付金品

④財産から生じる収益

⑤事業に伴う収益

⑥その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2.前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2.予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て暫定予算の追加又は更正をすることができる

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(2)決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人は定款を変更しようとするときは、総会に出席した本会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第51条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- ①総会の決議
- ②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③本会員の欠乏
- ④合併
- ⑤破産手続開始の決定
- ⑥所轄庁による設立の認証の取消し

2.前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、本会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3.第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認証（定）を得なければならない。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとするときは総会において本会員総数の4分の3以上の議決を経てかつ所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、当法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(運営細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款はこの法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理 事 長	山 崎 佳代子
副理事長	乙 藤 頌 子
理 事	赤 星 里 美
同	枝 松 信 次
同	尾 島 千 春
同	岡 山 繁 雄
同	小 柳 眞 澄
同	篠 崎 桂 子
同	薄 湛 子
同	南 條 利津子
同	沼 田 茂 美
同	樋 口 眞 一
同	村 上 暁 雄
同	吉 原 久美子
監 事	大 館 啓 子
同	東 民 子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項にかかわらず、成立の日から平成12年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は第43条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の本会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - ② 入会金 1, 000円
 - ② 年会費 1, 500円

制定 平成11年10月 5日